令和２年度独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業

「金銭管理事業推進事業」

報告書

2021（令和３ ）年３月

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

は　じ　め　に

現在、お金の管理に関するしくみはほとんどありません。自分もしくは家族が管理する以外には、成年後見制度や日常生活自立支援事業くらいしか選択肢はありません。成年後見制度は本人の判断能力の有無がポイントとなるため、誰もが使える制度ではありません。社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業も有益な制度ですが、財源や担い手の不足といった運用上の課題を抱えています。

自分でお金を管理することができるできないに関わらず、生活していかねばなりません。お金の管理が難しい故に生活に支障をきたすことが発生します。そのような方々を支援するのが金銭管理事業です。現在、行われる金銭管理事業は当事者間の契約によって成立しています。そのため、その実態がよく分からない状態です。適切に金銭管理事業を実施している団体が多い中、不適切な運用が行われているケースも見受けられます。

このような状況を打破するためには、広く金銭管理事業を存在を知っていただく啓発活動と適切な金銭管理事業の実施ができる団体の養成が必要不可欠となります。今回、福祉医療機構から助成を受けることができました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、活動が思うように進めることができない部分が発生しました。とても残念である一方、新型コロナウイルスによって、お金の管理への支援が必要な方々が潜在的に多くいることも分かりました。今後も引き続き金銭管理事業の推進に向けて歩みを続けていきたいと考えています。

■□■　もくじ　■□■

1　実施団体の養成事業　01

（１）　実践ハンドブックの作成　02

（２）　実施団体研修会の実施　※　03

2　説明会の実施事業　04

（１）　説明会の開催　※　05

3　啓発事業　06

（１）　イベント出展　※　07

（２）　広報紙の発行　08

（３）　ホームページの開設　13

（４）　ノベルティの作成　14

※：新型コロナウイルス対策のため中止となりました

1

実施団体の養成事業

（1）実践ハンドブックの作成

実際に団体（施設やサービス提供事業所等）において、金銭管理事業を実施していくために活用できるハンドブックを作成する。

・金銭管理事業の意義の理解を深める
・具体的な金銭管理事業の実施方法を学ぶ

↑ハンドブック表紙

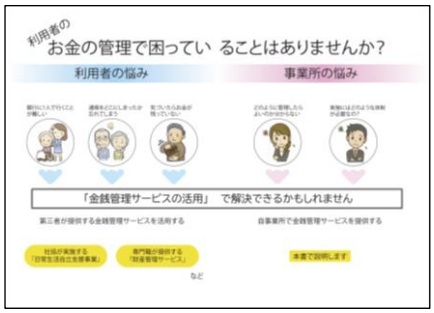

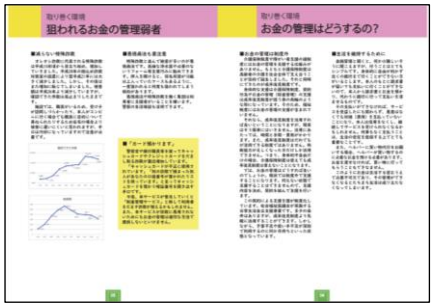

掲載ページ（抜粋）→

・ハンドブックを送付した複数の団体より、「職員で共有したい」「もっと勉強したい」と反応があり追加で送りました

（２）　実施団体研修会の実施

金銭管理事業を導入もしくは見直しを検討している団体を対象とした研修会を実施する。

・ハンドブックを読むだけでは分からない部分やハンドブックに掲載できなかった工夫等を共有する
・すでに金銭管理事業を実施している団体の課題や悩みを共有する

新型コロナウイルス対策のため中止となりました

2

説明会の実施事業

（1）　訪問研修会の開催

前述の説明会は団体の代表者に金銭管理の意義や一般的な方法を伝えることを主眼としているのに対して、本研修会では実際に金銭管理事業を実施する団体において職員向けに実施する。

・金銭管理事業は実施する団体によって内容が大きく異なるため、実際の現場を踏まえた実施方法を検討する
・金銭管理事業を実際に事業を担う職員だけでなく、全職員がその意義や方法について理解を深める

新型コロナウイルス対策のため中止となりました

3

啓発事業

（1）　イベント出展

　金銭管理事業は日常生活を送っている中で接点を持つ機会は多くありません。他人（第三者）にお金や財産の管理を任せることに対抗や不安を感じることは当然あります。まずは、金銭管理事業の存在を広く啓発し、不安を取り除いていくことが必要となります。

・イベントにブースを出展して啓発を行う
・堺市をはじめ大阪府内で開催される市民向けイベントへの出展を計画し、掲示パネルや配布資料の作成等を行いました

新型コロナウイルス対策のため中止となりました

（2）　広報紙の発行

金銭管理事業への理解を深めるとともに、お金や財産の管理に関心を持っていただくため広報紙を作成する。

・金銭管理事業を含めて、お金に関係する内容を掲載した広報紙を発行する
・第 1 号、第 2 号を発行した（各号とも 5,000 部印刷）

■第１号（表面）

お金の知識をもっと身近に

ライフマネー通信

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

新型コロナウイルスで変わる「お金の意識」

新型コロナウイルスによる影響を受けておられるみなさまには、心よりお見舞い申し上げるとともに一日も早い収束を願うばかりです。

さて、一旦は落ち着いたようにみえましたが、夏を前に再び感染が拡大してきています。マスクや 10 万円給付金など話題に事欠きませんが、本紙では、「お金の意識」の視点から考えてみたいと思います。

新型コロナウイルスの流行でお金に対する意識が大きく変化する可能性があります。たとえば、在宅勤務がどれほど進むかは未知数ですが、進んだ場合、都心部や都市郊外に居を構えなくてもよくなることで、住まいのあり方や実家の高齢となった親の世話のあり方も変わるかもしれません。通勤に要していた時間を親の介護に充てたり、家族で食事をする時間も増えたりで、時間やお金の使い方も変わってきます。

また、テレワークの推進や副業の解禁働き方についても大きく変わなどっていくように思われます。今はフリーランスにとって厳しい状態になっていますが、これまでと同じ労働環境が続く可能性は低いと思います。お金を含めて何の目的に働くのかについて考える時期なのかもしれません。

一方、新型コロナウイルス流行前から動きはありましたが、銀行の店舗数の減少は速度を上げています。新型コロナウイルスでネットバンキングへの移行が進み、手厚く配置されていた行員数が減っています。案内係のサポートで銀行での手続きができていた方にとっては不便なものになっています。ATM の共同化やキャッシュレス化によって、人が対応する形はますます減っていくと思われます。

新型コロナウイルスの勢いは未だ収まりそうにありませんが、ウィズコロナやアフターコロナといったキーワードが出て、社会が大きく変化しようとしていることは間違いないと思います。社会構造まで変わろうとしている中で、きっとお金に関する意識も大きく変わっていくことでしょう。

■第１号（裏面）

money topic　お金にまつわるお話

レジ袋の有料化

令和 2 年度の年末調整の内容が大きく変わりました。年末調整は勤務先の会社等がやってくれるので、その仕組みをあまり分かっていない方もいらっしゃると思います。給与をもらっている方は源泉所得税として所得税を払っています。毎月の給与から天引きされています。この源泉所得税は給与金額に対して計算されていますが、最終的には様々な控除を差し引いて計算します。この最終的な計算を年末調整として行います。年金は雑所得になりますので計算過程は異なりますが、考え方は同じになります。その年末調整の内容が大きく変わりましたのでご紹介します。

まず、基礎控除額が引き上げられました。合計所得金額が 2400 万円以下の人は 48 万円に引き上げられました。昨年度に比べて 10 万円増えたわけですが、カラクリがあります。これまでは合計所得金額に関わらず控除されていましたが、上限ができました。

給与所得控除額が 10 万円引き下げられています。しかも控除される上限も行き下げになっています。これは子育て世帯等には配慮があります。

いざとなったら…この制度　知らなくても生活はできるが、知っていたらもっと安心して生活できる。そんな制度やサービスをご紹介します。

▶▶▶▶▶▶▶「家族信託」◀◀◀◀◀◀◀

障がいを持つ子が不自由しないようにと財産を多く残そうとする親はたくさんおられます。また、お世話になっている施設やサービス提供者に寄付をしたいと考えている方もおられます。優先順位で言えば、子は１番、施設が２番です。子が亡くなって財産が残っていたら施設に寄付したいと思うのです。しかし、子の財産はあくまで子の財産であって親の財産ではありません。遺言を残すなどして子が施設に寄付をすることができれば問題ありませんが、できない場合は困ります。特に成年後見人が就いている場合は基本的に本人のためにしか財産は使用できなので寄付は認められません。相続人がいない場合、本人が亡くなってしまうと、その財産は行くところがなくなり、国庫に入ることになります。子が不自由しないための保険と割り切ることができれば良いですが、色んな思いが詰まったお金を有効に活用したいと思う方も多いと思います。

そのようなとき、家族信託を活用すれば最終的にお世話になった施設に寄付することも可能になります。初期費用として専門家に支払う料金は発生しますが財産を有意義に活用することが可能になる利点があります。

お金クイズ　知っているとちょっと得した気分♪

日本円の通貨記号は￥と書きます。この￥は別の国の通貨記号としても使用されています。どこの国でしょうか？

A. 中華人民共和国。「元」は有名ですが記号は同じなんですね。区別する時は CNY と書くようです（日本円は JPY）。

もう少しお金について知りたいと思ったら

池上彰のはじめてのお金の教科書

池上彰（著）　幻冬舎

テレビでおなじみの池上彰さんがお金と世の中のしくみについて分かりやすく解説した本です。お金や銀行の役割、投資や税金といったお金のほかビットコインも登場します。

親子で学びたい一冊です。

●相談会を開催しています●

当法人では、お金の管理に関する相談会を事務所会議室にて毎週水曜日午後 1 時～3 時に開催しています。不安やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

発行：特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘
〒591-8032　堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
本事業は「令和 2 年 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業」の助成を受けて実施しています。

we CAN NAVIgate you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

■第 2 号（表面）

お金の知識をもっと身近に

ライフマネー通信

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

変わる金融機関
変わるお金の管理

三井住友銀行が 2021 年 4 月から新規に口座を開設して紙の通帳を利用する顧客に対して年間 550 円の手数料を徴収するというニュースが流れました。みずほ銀行もすでに同年 1 月から導入することを発表しています。三菱 UFJ 銀行は同様の発表はしていませんが、2 年間取引がない不稼働口座に手数料をかける検討をしている旨のニュースが流れたこともありました。りそな銀行は 2004 年から不稼働口座に年 1,320 円の手数料を徴収しています。

また、三井住友銀行では一定の要件をつけた上でネットバンキングを利用しない口座には年 1,100 円の手数料を徴収することも発表しています。海外の銀行では広く行われていることですが、日本の大手銀行でも導入が迫っています。

店舗や ATM の減少も進んでいます。店舗の統廃合で同じ店舗なのに複数の支店が同居している場合も、役割を分担する銀行もあります。個人用店舗と法人用店舗に区分した銀行もあります。これは都市銀行に限らず、地方銀行や信用金庫等金融機関全般に当てはまります。

通帳の話に戻すと、共同利用 ATM、コンビニエンスストア ATM では通帳は使用できません。紙の通帳はますます行き場がなくなっていくと思います。

銀行がお金を預かるのに紙の通帳を用意しないといけないとか、ATM を何台設置しないといけない、といったルールはありません。銀行がそうした方が自銀行を利用してもらえると考えてサービスの一環として提供していたものです。これまで莫大な費用負担があっても、事業として成り立っていましたが、これからはそれではやっていけなくなりました。

利用者の生活スタイルも変化しています。お金を銀行に預けるのではなくて、積極的に運用する方も増えています。国も NISA(少額投資非課税制度) を推進しています。また、ネットバンキングの普及も進んでいます。わざわざ店舗や ATM に出向かなくても、スマートフォン 1 つで振込みや支払いができるようになりました。

私たちがこれまでと同じ生活スタイルを維持するなら、不便と感じる場面が多くなっていくでしょう。私たち自身も新しい生活スタイルに移行する時期に来ているのではないでしょか。

■第２号（裏面）

money t$pic　お金にまつわるお話

年末調整が変わります

令和 2 年度の年末調整の内容が大きく変わりました。年末調整は勤務先の会社等がやってくれるので、その仕組みをあまり分かっていない方もいらっしゃると思います。給与をもらっている方は源泉所得税として所得税を払っています。毎月の給与から天引きされています。この源泉所得税は給与金額に対して計算されていますが、最終的には様々な控除を差し引いて計算します。この最終的な計算を年末調整として行います。年金は雑所得になりますので計算過程は異なりますが、考え方は同じになります。その年末調整の内容が大きく変わりましたのでご紹介します。

まず、基礎控除額が引き上げられました。合計所得金額が 2400 万円以下の人は 48 万円に引き上げられました。昨年度に比べて 10 万円増えたわけですが、カラクリがあります。これまでは合計所得金額に関わらず控除されていましたが、上限ができました。給与所得控除額が 10 万円引き下げられています。しかも控除される上限も行き下げになっています。これは子育て世帯等には配慮があります。

いざとなったら…この制度　知らなくても生活はできるが、知っていたらもっと安心して生活できる。そのような制度やサービスをご紹介します。

▶▶▶▶▶▶▶「相　　続」◀◀◀◀◀◀◀

2018 年に民法の相続に関する規定が約 40 年ぶりに大きく改正されました。2019 年から段階的に施行されて、2020 年 7 月に一連の変更が終わりました。ここでは改正された項目から 2 点ご紹介します。

まず、第一の変更点は自筆証書遺言の方式が緩和されました。自筆証書遺言は、これまで遺言者が手書きで作成する必要がありましたが、改正によって財産目録についてはパソコンで作成してもよいことになりました (2019 年 1 月 13 日～)。しかし、それ以外の部分はすべて自分で書く必要があります。他人が代筆したりパソコンで作成したりすると、遺言書の内容すべてが無効となってしまいます。

もう一つは、遺言保管制度が始まりました (2020 年 7 月 10 日～)。自筆証書遺言は、自宅で保管されることが多く、相続発生後に遺言書が見つからなかったり破棄されたりするリスクがあったり、裁判所で検認が必要だったりと、デメリットが指摘されていました。この制度により、法務局で自筆証書遺言を保管してもらえるようになり、紛失や破棄といったリスクがなくなります。また、検認の手続きも不要となります。

お金クイズ　知っているとちょっと得した気分♪

よく使われる千円札は紙幣と呼ばれるように紙でできています。そのため、使用できる期間が限られています。だいたいどれくらいで交換されているでしょうか？

A. 1～2年程度で寿命を迎えるようです。寿命を終えた紙幣は細かく裁断されて処分されるそうです。

もう少しお金について知りたいと思ったら

渋沢栄一と「論語と算盤」

齋藤孝（著）　フォレスト出版

新しい一万円札の顔になった渋沢栄一。知っているようで知らない渋沢を齋藤孝教授が、渋沢の著書「論語と算盤」を通して分かりやすく紐解きます。

● 相談会を開催しています ●

当法人では、お金の管理に関する相談会を事務所会議室にて毎週水曜日午後 1 時～3 時に開催しています。不安やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

発行：特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘
〒591-8032　堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
本事業は「令和 2 年 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業」の助成を受けて実施しています。

we CAN NAVIgate you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

（3）　ホームページの開設

広く金銭管理事業を啓発するため、ホームページを開設する。

・広報紙の発行も限りがあるため、広くアクセスできるようホームページを開設した
・金銭管理事業に関係する様式等もあわせて公開した

https://www.zaikan.org/

（4）ノベルティの作成

新型コロナウイルス対策のため啓発活動が大きく制限されたため、啓発ノベルティを作成して啓発を行う。

・ウェットティッシュ
→新型コロナウイルス対策も兼ねて作成した
→ウェットティッシュは多くの方が気軽に手に取ってもらえる可能性が高いため採用した
・カレンダー
→団体向けに金銭管理事業のポイントを掲載したカレンダーを作成した
→カレンダーは職員等の目の届くところに貼って継続的に見てもらえる可能性が高いため採用した

■ウェットティッシュ

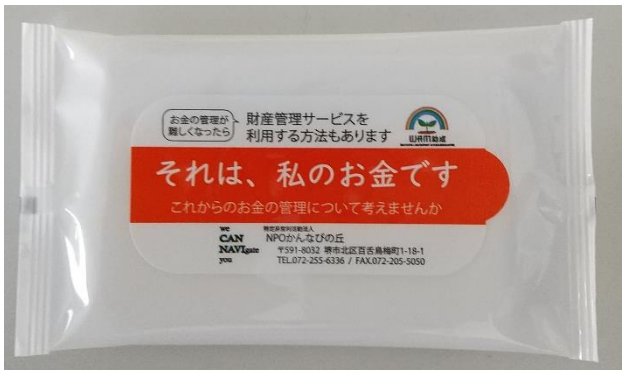

■カレンダー

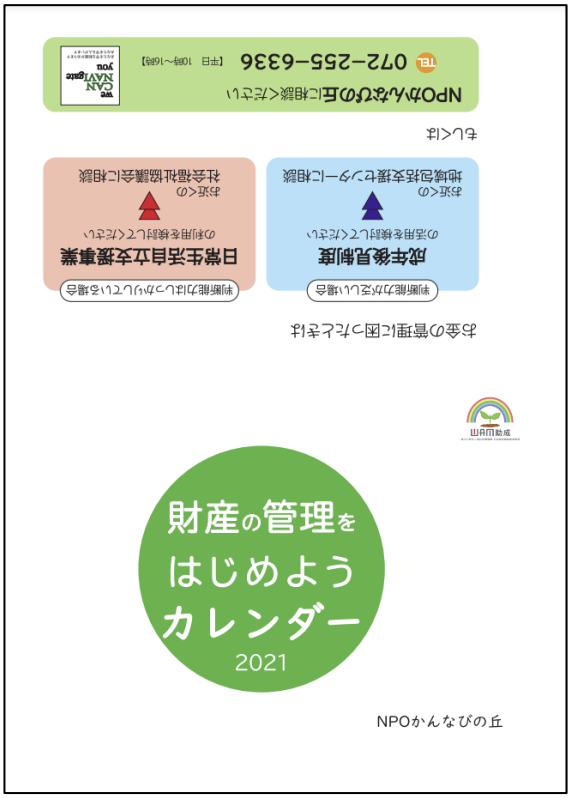
財産の管理をはじめようカレンダー
2021
NPOかんなびの丘
お金の管理に困ったときは
判断能力が乏しい場合
成年後見制度
の活用を検討してください
お近くの地域包括支援センターに相談
判断能力はしっかりしている場合
日常生活自立支援事業
の利用を検討してください
お近くの社会福祉協議会に相談
もしくは
NPOかんなびの丘に相談ください
TEL 072-255-6336 【平日 10時～16時】

財産管理サービスの意義
お金の管理ができなくなると、これまでと同じ生活が送れなくなってしまいます。福祉や医療はさまざまなサービスがありますが、お金の管理に関しては使える選択肢は多くありません。
NPOかんなびの丘では、利用者と財産管理に関する契約を結んでお金の管理を支援する団体の普及に取り組んでいます。
財産管理のご相談はNPOかんなびの丘まで
TEL 072-255-6336
11 November
2020
12 December

契約時の注意点
お金の管理を希望する利用者と契約を締結するときは、必ず契約書を作成して記録が残るようします。
また、利用者自身がきちんと契約内容を理解し、契約に同意していることを確認します。
財産管理のご相談はNPOかんなびの丘まで
TEL 072-255-6336
1 January
2021
2 February

金融機関での業務
金融機関で入出金や振込み等の業務を行うときは、業務担当者以外の者が業務の前後に確認を行います。
金融機関によっては、登録や審査がある場合があります。事前に確認するようにしましょう。
財産管理のご相談はNPOかんなびの丘まで
TEL 072-255-6336
3 March
2021
4 April

生活費の送達・支払い

　可能な限り、現金は取り扱わないようにします。しかし、生活費やおこづかい、コンビニエンスストア等での支払い等は現金を介することになります。
　受領証や領収証といった証憑書類をもらうようにしましょう。

財産管理のご相談は**NPOかんなびの丘**まで
TEL　072-255-6336

2021

5 May							6 June						
sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat	sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat
*	*	*	*	*	*	1	*	*	1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23/30	24/31	25	26	27	28	29	27	28	29	30	*	*	*

小口現金の管理

　団体で小口現金を管理する場合は、必ず金銭出納帳をつけるようにします。証憑書類を添付してお金の動きを把握できるようにします。
　担当者以外の職員がお金が動くたび、もしくは定期的にチェックするようにしましょう。

財産管理のご相談は**NPOかんなびの丘**まで
TEL　072-255-6336

2021

7 July							8 August						
sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat	sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat
*	*	*	*	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31	*	*	*	*

貴重品類の保管

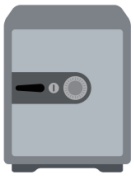

　利用者から預かった貴重品は金庫で保管します。万が一に備えて保険に加入することをおすすめします。
　通帳と印鑑は異なる場所に保管するようにします。それぞれの鍵も別の職員が管理することが望ましいです。

財産管理のご相談は**NPOかんなびの丘**まで
TEL　072-255-6336

2021

9 September							10 October						
sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat	sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat
*	*	*	1	2	3	4	*	*	*	*	*	1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30	*	*	24/31	25	26	27	28	29	30

本人への報告

　通帳を団体が預かっている場合、利用者は残高やお金の動きを把握することができません。
　定期的に通帳のコピーを渡したり、希望があればいつでも閲覧できるようにしましょう。

財産管理のご相談は**NPOかんなびの丘**まで
TEL　072-255-6336

2021

11 November							12 December						
sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat	sun	mon	tue	wed	thu	fri	sat
*	1	2	3	4	5	6	*	*	*	1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30	*	*	*	*	26	27	28	29	30	31	*

本事業は「令和２年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業」を受けて実施したものです

金銭管理事業推進事業　報告書

2021（令和 3）年 3 月

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘
〒591-8032　大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1 丁 18 番 1 号
TEL 072-255-6336　　FAX 072-205-5050